

# I 公設浄化槽設置手続き

## 《申請から使用開始まで》

令和6年度

寄居町

生活環境エコタウン課

# I 公設浄化槽設置手続き（申請から使用開始まで）の流れ

## 1. 工事業者の選定・相談【申請者 ↔ 浄化槽工事業者】

- 申請者は、公設浄化槽設置工事・排水設備工事を行う浄化槽工事業者の選定を行います。
- 公設浄化槽が設置可能か確認（浄化槽設置希望場所、排水設備の配置・放流先の確認など）
- 個人負担となる部分（町が行う設置工事以外の部分）の見積 → 別途業者と契約
- 申請書添付資料（図面等）の作成
- 放流先の許認可申請の準備 など

## 2. 公設浄化槽設置申請書の提出【申請者・工事業者 → 寄居町】

◎寄居町公設浄化槽設置申請書（様式第1号）に、添付書類を添えて提出してください。

	書類の種類	説明
1	公設浄化槽設置申請書チェックリスト	チェックリストにより提出書類を確認
2	公設浄化槽設置申請書 （公設浄化槽事業条例施行規則 様式第1号）	申請者の記名押印のうえ、必要事項を記入
3	公設浄化槽設置に係る土地所有者等承諾書 （公設浄化槽事業条例施行規則 様式第2号）	※申請者と土地所有者等が異なる場合に提出
4	設置場所の案内図	住宅地図等
5	公図の写し	申請する住宅の敷地すべての地番が確認できる公図
6	敷地図（配置図）	敷地境界、道路、建築物の位置、公設浄化槽設置希望箇所、既存便槽等の位置、排水設備の口径・延長・勾配等を記載
7	放流先及び放流先までの経路等を記載した図面	※上記図面とあわせての作成でも可
8	住宅等の各階平面図	建物の寸法（延べ面積の算出）、間取り、排水器具等の種別を記載
9	町税の滞納がないことを証する書類 （完納証明書）	申請者本人の証明で、寄居町税務課で発行されたもの
10	水道検針・調定情報	上下水道課窓口で発行される、過去2年分の水道使用量、検針情報の記載された書類
11	住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用理由書	※通常の算定基準より小さい浄化槽の設置を希望する場合に提出※県との協議によっては減槽できない場合もあります。
12	浄化槽の仕様及び構造図	「型式適合認定書別添仕様書及び図面」を添付
13	建築確認申請書・確認済証（写） 浄化槽に関する調書（写）※	（新築の場合）確認済証のかがみ、申請書の第1面～第5面及び浄化槽に関する調書
14	放流先の占用許可書の写し	道路占用許可を取得済みの場合はその写し※単独、くみ取り転換で道路占用許可等の取得をしていない場合は、町と工事業者が契約するまでに許可取得を行いその写しを提出してください。
15	その他	

【注意】補助金（個人設置）申請の添付書類と異なります。

- （主なもの） ・浄化槽設置届出書、法定検査手数料、保証登録証など（町が行うので不要）
- ・放流先の許認可申請書類（使用者名義で申請、補助金申請に添付）
- ・保守点検・清掃契約（町が直接契約）

### 3. 設置の可否・工事計画書等の通知【寄居町 → 申請者】

◎申請書類に基づき現地確認等を行い、公設浄化槽設置の可否及び設置工事計画書を申請者へ通知します。

[通知書類]

- ・寄居町公設浄化槽設置決定（不決定）通知書（公設浄化槽事業条例施行規則 様式第3号）
- ・寄居町公設浄化槽設置（変更）工事計画書（公設浄化槽事業条例施行規則 様式第4号）

### 4. 分担金決定通知の納付【寄居町 → 申請者】

◎3. とあわせ、申請者へ分担金決定通知書及び納付書を送付します。

[通知書類]

- ・寄居町公設浄化槽分担金決定通知書  
（公設浄化槽事業条例施行規則 様式第8号）及び納入通知書
- ・分担金額  
5人槽 102,000円  
7人槽 113,400円  
10人槽 138,000円

### 5. 工事計画の承認・分担金の納付【申請者 → 寄居町】

◎申請者は工事計画書を確認し、特に問題がなければ町へ工事計画承認書を提出します。

[提出書類]

- ・寄居町公設浄化槽設置工事計画承認書（公設浄化槽事業条例施行規則 様式第6号）

◎あわせて、町へ分担金を納付してください。

[使用書類]

- ・公設浄化槽受益者分担金納入通知書（兼領収書）

[納付場所]

- ・役場1階 埼玉りそな銀行派出所又は会計課

★【転換補助】単独処理浄化槽、くみ取り便槽から転換の場合  
この時点で寄居町公設浄化槽補助金交付申請書を提出

### 6. 公設浄化槽設置工事契約【工事業者 ↔ 寄居町】

◎町は、申請者が選定した工事業者と契約を締結します。

◎工事業者は工事を実施（※あわせて、個人負担部分の工事を実施）

◎町は、工事実施時に中間検査を行います。

### 7. 工事完成～使用開始【申請者・工事業者 ↔ 寄居町】

◎工事完成後に町は検査を行い、問題がなければ申請者へ設置完了通知書を送付します。

[通知書類]

- ・寄居町公設浄化槽設置完了通知書（公設浄化槽事業条例施行規則 様式第7号）

◎申請者は、町へ使用開始届出書を提出してください。

[提出書類]

- ・寄居町公設浄化槽使用開始届出書（公設浄化槽事業条例施行規則 様式第9号）